

実務にそのまま使える！労務管理書面(第8回)

口座振込同意書など賃金関連の書面

2020.05.19

労働基準法は、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と労働者を定義しています。また、労働組合法は、「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう」と労働者を定義しており、労働契約法は、「この法律で『労働者』とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう」と定義しています。

この3つの法律において労働者の定義に共通するのは、労働者とは「賃金を支払われる者」であるということです。つまり、賃金は会社と社員が締結する労働契約の中の最も重要な事項です。

言い換えれば、最もトラブルになる可能性の高い事項でもあります。従って、賃金に関する事項は曖昧にすることなく、明確にしておくことがポイントになります。

賃金支払いの5原則

賃金は社員の生活を支える重要なものであり、それ故に確実に支払われなければなりません。そのため労働基準法第24条に、賃金支払いの5原則について規定されています(図表1、図表2参照)。

■ 図表1 賃金支払の5原則(労働基準法第24条)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。2. 賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。 |
|---|

■ 図表2 賃金支払の5原則と例外

原則	例外
1. 通貨払いの原則	・法令に別段の定めのある場合（現在のところはない） ・労働協約に別段の定めがある場合（例：通勤定期券、住宅供与などの利益） ・厚生労働省令で定める賃金について確実な支払いの方法で、厚生労働省令で定めるものによる場合 ⇒使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払いについて、次の方法によることができる。 ○労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金または貯金への振り込み、又は当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の一定の預り金への払い込み ○通常の賃金ではない退職手当のみについては、金融機関を支払人とする小切手の交付、金融機関が支払保証した小切手の交付、又はゆうちょ銀行がその行為替取引に関し負担する債務に係る権利を示す証書（いわゆる郵便為替）の交付によつての支払い
2. 直接払いの原則	・厚生労働省令で定める賃金について確実な支払いの方法で、厚生労働省令で定めるものによる場合 ⇒使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払いについて、次の方法によることができる。 ○労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金または貯金への振り込み、又は当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の一定の預り金への払い込み ○通常の賃金ではない退職手当のみについては、金融機関を支払人とする小切手の交付、金融機関が支払保証した小切手の交付、又はゆうちょ銀行がその行為替取引に関し負担する債務に係る権利を示す証書（いわゆる郵便為替）の交付によつての支払い ⇒使者（本人に意志を伝達する者。法定代理人は不可）に対して支払う場合
3. 全額払いの原則	・法令に別段の定めがある場合（例：所得税、社会保険料など） ・労使協定を締結している場合（例：持株会、労働組合費など）
4. 毎月1回以上払いの原則	・随時に支払われる賃金（例：退職金、臨時的、突発的に支払われる手当など）
5. 一定期日払いの原則	・賞与（定期又は臨時的、原則として労働者の勤務成績に応じて支給され、その額があらかじめ決まっていらないもの） ・厚生労働省令で定める賃金（例：1カ月を超える期間を算定の基礎として支払われる精勤手当など）

賃金の口座振込同意書

給料の支払日に、1カ月分の賃金の入った分厚い封筒を社員に手渡す。一昔前までは、そんな賃金の支払い方法が多かったのではないのでしょうか。しかし、現在、そのような方法で賃金を支払っている会社はほとんどなく、口座振込にしている会社が大半を占めています。

しかし、上記にある通り、社員の銀行口座などに賃金を振り込むことは、このままでは、賃金の「通貨払いの原則」と「直接払いの原則」に抵触することとなります。多くの会社は、当たり前のように、社員の銀行口座に賃金を振り込んでいるようですが、これを行うためには、社員本人から同意をもらう必要があります。

ちなみに、この同意については口頭でもよく、その形式は問われませんが、入社時に「賃金の口座振込同意書」をもらっておくことが望ましいでしょう（図表3参照）。また、賃金を振り込む口座に関しては、社員本人の口座でなければならず、家族名義や法定代理人のものを指定することはできません。

■ 図表3 賃金の口座振込同意書兼給与・賞与振込先指定届（ダウンロード）

株式会社 XX 御中

令和〇年〇月〇日

口座振込同意書 兼 給与・賞与振込先指定届

貴社から支払われる私の賃金に関しまして、●年●月分の給与から、私の銀行口座に振り込みを行うことに同意いたします。尚、口座振込の取扱いにつきましては、次の通りをお願いいたします。

記

1. 口座振込をする賃金の種類
・毎月の賃金 ・賞与 ・退職金
2. 振込指定金融機関並びに預金の種類及び口座番号

[第1振込先金融機関名]

振込指定銀行	(フリガナ) ●●●●● ■●■銀行
支店名	(フリガナ) ●●●●● ■●■支店
預金種目	・普通 ・当座 (当てはまる方に○)
口座番号	
口座名義人	(フリガナ) ●●●●● ■● ■■

[第2振込先金融機関名] (ある場合のみ記入)

振込指定銀行	(フリガナ) ●●●●● ■●■銀行
支店名	(フリガナ) ●●●●● ■●■支店
預金種目	・普通 ・当座 (当てはまる方に○)
口座番号	
口座名義人	(フリガナ) ●●●●● ■● ■■

住所 ●●県●●市●●X-X

電話 ▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲

氏名 ■■ ■■

賃金からの控除… 続きを読む